



遺産相続に関するQ&A ~夫(妻)が亡くなったら~



Q 夫(妻)が亡くなった時、預貯金の名義変更をどう進めたらいいのでしょうか？

A 

- 夫(妻)が死んだ事実を銀行や郵便局が知ると、口座は凍結されて預貯金は妻(夫)でもおろせなくなります。
- 預貯金や不動産の名義変更は、遺産相続の手続きをする必要があります。
- 普段から口座、保険、年金などの情報は管理して記録しておくことが大事です。

せん」と言って「相続放棄」をすることができます。相続の事実を知ってから3カ月以内に、亡くなった人が住んでいた地域の家庭裁判所に相続放棄を申し立てます。

- 亡くなった人に収入があった場合などは、所得税の申告をしなければいけません。これを「準確定申告」といって、亡くなったことを知ってから4カ月以内が申告期限です。
- 相続税の申告は、亡くなったことを知ってから10カ月以内に税務署へすることが必要です。相続税の申告は、税理士さんの分野になります。

Q 遺産分割協議のためには、相続人を調べる必要があるといいますが？

A 

- 亡くなった人の除籍謄本を本籍地の役所へ取りに行くことが必要。郵送でも請求できます。
- 相続人の調査から相続の不動産の名義変更の手続きまで司法書士に頼むことができます。
 - ・亡くなった人の戸籍を調べて、相続人を確定します。
 - ・相続人全員で分割の仕方を決めます。
 - ・遺産分割協議書には、それぞれの署名・実印・印鑑証明書が必要です。

Q 不動産の名義変更はいつでもいいのですか？

A 

名義変更はしなくても固定資産税は亡くなった人宛てに納税通知書が来て、それをきちんと払っておけばとりあえずは大丈夫です。ただ、将来的には二次相続時にもめるもととなり、「空き家」化することも考えられますので、落ち着いたらできるだけ早めに名義変更することをおすすめします。預金口座や不動産の名義変更自体には締めきりの期限はありません。

以上のことから、遺言書を書いておけば法律で定まった相続の割合(法定相続分)よりも、自分の意思を優先させることができます。遺言書には主に「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」と「秘密証書遺言」の3種類あって、安心度が高いものが公正証書遺言です。

Q 相続手続きには締めきり(手続きしなればいけない期限)があるそうですが？

A 

- 借金やローンがある場合、「相続人にはなりま